

令和 2 年 第 2 回 (臨時)
須 恵 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 4 月 2 8 日

議 会 事 務 局

目 次

第 1 号 (4 月 28 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	1
出 席 議 員	2
欠 席 議 員	2
議会事務局職員出席者	2
説明のため出席した者	2
開会・開議宣言	3
会期の決定について	3
会議録署名議員の指名について	3
議案第 36 号	3
議案第 37 号	5
議案第 38 号	6
議案第 36 号	8
議案第 37 号	10
議案第 38 号	11
閉 会	14

議事日程(第1号)

令和2年4月28日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 議案第36号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 4 議案第37号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第38号 令和2年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第36号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 7 議案第37号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 8 議案第38号 令和2年度須恵町一般会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 議案第36号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 4 議案第37号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第38号 令和2年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第36号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 7 議案第37号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 8 議案第38号 令和2年度須恵町一般会計補正予算(第1号)

出席議員(14名)

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	児玉求
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
住民課長	合屋真由美	税務課長	横山剛
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。臨時会を開きますけれども、今回、見てのとおり、3密を避けるために、こういうふうに事務局のほうで工夫しておりますので、御協力をお願いいたします。また、執行部におかれましても、きょうの議案に関係する幹部の方だけ出席いただいておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから令和2年度第2回須恵町議会臨時会を開会します。これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。令和2年第2回臨時会議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。本日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。

今回提出された議案は3件で、専決処分2件、補正予算1件でございます。委員会付託につきましては、予算審査特別委員会1件、総務建設産業委員会1件で、文教厚生委員会1件となっております。

提案理由の説明後、予算審査特別委員会及び常任委員会において審査終了後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

なお、会期は本日1日限りとしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回臨時会の会期を本日1日限りとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第2回臨時会の会期を本日1日限りとすることに決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、2番議員、3番議員を指名します。

日程第3. 議案第36号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第36号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。横山税務課長。

○税務課長（横山 剛） おはようございます。初めての説明になりますが、よろしくお願いたします。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第36号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分でございます。提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、須恵町税条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものでございます。

今回の改正は、地方税法の改正により、各条文に規定される文言の整理、項ずれ等の整理及び改元の対応が主なものとなっております。

そのほかの主な改正点につきまして、新旧対照表において説明いたします。12ページをお願いいたします。

まず、第1条関係になります。第24条から14ページ、第36条の3の3までの改正は、個人の住民税において、未婚のひとり親の定義が創設されたことによる所得控除及び非課税措置の見直し、申告書の様式変更となっております。

次に、14ページの下段になります。第54条の改正では、固定資産税において、所有者不明土地について、所有者が不明な場合に使用者を所有者と見なすことができる規定となります。

次に、18ページをお願いします。第74条の3の改正では、登記がされている土地の所有者が死亡した場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定となります。

次に、下段になります。第94条の改正では、軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、令和2年10月1日から2段階で見直しを行うものです。

次に、19ページをお願いします。第96条の改正では、たばこ税の課税免除の適応に当たって、必要な手続の簡素化を行うものです。

次に、第2条関係になります。34ページをお願いいたします。

下段の第31条から41ページの第52条までの改正は、国税における法人税の連結納税制度の見直しに伴う所要の措置を講ずるものです。

次に、44ページをお願いします。第3条関係は、ひとり親の非課税措置の見直しにより、改正規定の削除を行っています。

次に、48ページをお願いします。附則第8条関係からは改元の対応となっております。

戻っていただきまして、8ページをお願いします。中段になります附則第1条の施行期日は令和2年4月1日からとなります。ただし1号から5号の規定につきましては、当該各号に定める

日から施行することとなります。

今回の改正内容の詳細につきましては、委員会で説明させていただきたいと思います。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第36号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第4. 議案第37号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第37号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） おはようございます。それでは議案書の1ページをお願いいたします。

議案第37号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由です。地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、地方税法施行令の一部改正が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので議会の承認を求めらるものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。3ページをお願いいたします。

第3条 課税額です。第2項 基礎課税額医療分の限度額を61万円から63万円に改正するとし、第4項 介護納付金課税額の限度額を16万円から17万円に改正するとしています。

次に、第25条 国民健康保険税の減額です。次の4ページをお願いいたします。第2号では5割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を28万円から28万5,000円に引き上げ、第3号では2割軽減の対象金額を51万円から52万円に引き上げ、低所得者への保険税軽減の拡充を図るものでございます。

2ページに戻っていただいて、附則です。第1項で、この条例は令和2年4月1日から施行するとし、第2項で、この条例による改正後の規定は令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までは従前の例によるとしております。

以上、報告をしまして、承認を求めらるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ

りませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第37号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号を文教厚生委員会に付託します。

日程第5. 議案第38号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第1号）

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第38号 令和2年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） おはようございます。総務課、諸石です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第38号 令和2年度須恵町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、一般会計補正予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ34億1,614万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ127億8,614万6,000円とする。第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表 歳入歳出予算補正による。

一時借入金の補正。第2条 一時借入金の借入れの最高額に9億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を15億円とするとしています。

補正予算書の2ページをお願いいたします。まず、歳入からです。

14款2項 国庫補助金、29億5,914万6,000円の増額補正は、外国人受入環境整備交付金246万5,000円、子育て世帯への臨時特別給付金事務費及び事業費国庫補助金5,579万3,000円、特別定額給付金給付事務費事業費国庫補助金29億88万8,000円。

17款1項 寄附金8,700万円の増額補正は、ふるさと応援寄附金です。

18款1項 繰入金3億7,000万円の増額補正は、財政調整基金繰入金です。

次に、3ページ、歳出です。

2款 総務費、1項 総務管理費、1億3,531万4,000円の増額補正は、行政支援業務

委託料に468万6,000円、ふるさと応援寄附金事業に4,608万7,000円、ふるさと応援基金積立金8,700万円、庁舎職員の分散勤務及びテレワーク用パソコンレンタル料、テレワークシステムライセンス使用料に122万1,000円、在留外国人受入環境整備事業に494万8,000円の増額補正、職員人件費の再任用職員1名並びにフルタイムの会計年度任用職員1名分562万8,000円、須恵町ふれあい公園（仮称）整備工事詳細設計業務委託料300万円の減額補正。

3款 民生費、2項 児童福祉費5,579万3,000円の増額補正は、国庫補助事業の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業5,579万3,000円の増額。

6款 農林水産業費、2項 林業費33万円の増額補正は、上須恵、皿山地区内国有地取得費33万円の増額。

7款 商工費、1項 商工費2億4,929万円の増額補正は、事業所支援冊子印刷費に128万7,000円、生活支援商品券発行事業に1億4,789万3,000円、小規模事業者応援給付金事業に1億11万円を増額。

8款 土木費、4項 都市計画費4,600万円の増額補正は、公園整備事業として境界測量600万円、公園用地取得4,000万円の増額。

9款 消防費、1項 消防費、29億2,728万円の増額補正は、トイレトレーラー牽引に係る委託料、備品購入、牽引免許取得に係る負担金などの災害対策事業188万7,000円、新型コロナウイルス対策として消毒液等消耗品費、公共施設の消毒委託料で2,450万5,000円、国庫補助事業の特別定額給付金給付事業29億88万8,000円を増額。

13款 予備費、1項 予備費で213万9,000円の増額補正です。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第38号を議長を除く13名で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので、御報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に三角栄重君であります。

ここでお諮りします。これより暫時休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決定しました。

再開を予算審査特別委員会及び各常任委員会の審査が終わり次第とします。

午前10時21分休憩

午前11時53分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りします。会議中に昼食の時間となりますが、このまま終了するまで続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、このまま続行いたします。

また、発言中にチャイムが鳴りますが、そのとき発言中の方は、その間、発言をとめていただきたいと思います。

お諮りします。付議された議案については、休憩後、日程を追加することになっておりますので、送信しております議事日程のとおり追加し、議題としたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とします。

日程第6 議案第36号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第36号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） コロナのおかげで、皆さんマスクをしての参加で、なかなかの光景でございます。

議案第36号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日等から施行されたことに伴い、須恵町税条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものです。

今回の改正は、地方税法の改正により、各条文に規定される文言の整理、項ずれ等の整理及び改元の対応が主なものとなっております。

そのほか改正点につきましては、新旧対照表において説明いたします。12ページをお願いいたします。

まず、第1条関係になります。第24条 個人の町民税の非課税の範囲については、個人住民税の人的非課税措置の見直しにより、未婚のひとり親についても寡婦を適用することになったため、前年の合計所得が135万円以下の場合には、非課税となる改正です。

次に、34条の2 所得控除については、寡婦控除の見直しにより婚姻歴や性別に関係なく、ひとり親の方については、ひとり親控除を適用することになる改正です。

次に第36条の2から14ページの36条3の3については、町民税申告書及び扶養親族申告書に、ひとり親控除額に関する事項を記載することとする改正です。

次に、14ページの第54条 固定資産税の納税義務者等については、調査を尽くしてもなお、固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者と見なして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする規定の新設です。

次に、18ページをお願いします。第74条の3 現所有者の申告については、登記または課税台帳に所有者として登記または登録がされている個人が死亡した場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定の新設です。

次に、第94条 たばこ税の課税標準については、1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこの課税標準について、紙巻きたばこの本数への換算方法について令和2年10月1日から2段階で見直しを行うものです。

次の19ページ、第96条 たばこ税の課税免除については、輸出に係るたばこ税の課税免除の適用に当たって、必要な手続の簡素化を行うものです。

次に、20ページ、附則第3条の2 延滞金の割合等の特例から、21ページ附則第4条 納期限の延長に係る延滞金の特例については、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備になります。

次に、22ページをお願いします。附則第8条については、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和6年度までの3年間延長するものです。

次に、24ページをお願いします。附則第10条の2第17項については、特定水力発電に対して課する固定資産税の特例割合を定めるものです。

次の25ページの第10条の2 第25項については、浸水被害軽減区域に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものです。

次に、30ページをお願いします。附則第17条長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例については、個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することとしたものです。

次の31ページ、附則第17条の2については、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡し

た場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年延長するものです。

続きまして、第2条関係です。34ページをお願いします。

第31条から41ページ、第52条につきましては、国税における法人税の連結納税制度の見直しに伴う所要の措置を講ずるものです。

続きまして、3条関係になります。44ページをお願いします。

一番上の第24条第1項第2号の改正規定、45ページ、附則第1条4号、46ページ、附則第4条は、今回、ひとり親を非課税措置の対象とするため、削除になります。

48ページの附則第8条関係から、53ページ、附則第12条関係につきましては、改元の対応となっております。

戻っていただきまして、8ページをお願いします。

中段になります附則第1条で、施行期日は令和2年4月1日からとなります。ただし、次の各号に掲げる規定については、当該各号に定める日から施行することになります。また、附則第2条から附則第7条までは、それぞれ経過措置を定めております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第36号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、議案第36号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することと決定しました。

日程第7. 議案第37号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第37号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第37号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案理由として、今回の改正は地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に

公布され、地方税法施行令の一部改正が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたことによります。

3ページ、新旧対照表をごらんください。

ここでは、国民健康保険の課税限度額を見直す改正がなされています。第3条第2項で基礎課税額に係る改正限度額を改正前61万円から改正後63万円に改正し、第4項目で介護納付金課税額の限度額を16万円から17万円に改正するとしています。この制度改正に伴い、124万円の増収と試算しています。

次の第25条は、第2号、3号の改正です。前年中の世帯の総所得額が一定基準以下の場合、均等割額、平等割額を減額するものです。

次の4ページをお願いします。第2号の改正については、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を改正前28万円から改正後28万5,000円に引き上げます。

第3号の改正では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を改正前51万円から改正後52万円に引き上げることで低所得者への保険税軽減の拡充を図るものです。この制度改革による影響は新たに16世帯が軽減の対象となり、町税額は60万円の減額とされています。

2ページに戻って、附則です。第1項で、施行期日を、この条例は令和2年4月1日から施行するとし、第2項では、この条例による改正後の規定は令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までは従前の例によるものです。

文教厚生委員会、全員賛成で承認しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第37号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、議案第37号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することと決定しました。

日程第8. 議案第38号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第1号）

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第38号 令和2年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第38号 令和2年度須恵町一般会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書の1ページです。

令和2年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ34億1,614万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ127億8,614万6,000円とする。

第2項、款項の区分並びに補正後の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。

一時借入金の補正。第2条、一時借入金の借り入れの最高額に9億円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を15億円とする。

6ページ、歳入です。

14款2項 国庫補助金、29億5,914万6,000円の増額補正は、外国人受け入れ環境整備交付金246万5,000円、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世代の支援として、子育て世帯への臨時特別給付金事務費及び事業費国庫補助金5,579万3,000円、町民一人当たり10万円を支給する特別定額給付金給付事業及び事業費国庫補助金29億88万8,000円を増額補正しています。

17款1項 寄附金8,700万円の増額補正は、ふるさと応援寄附金を増額補正しています。

18款1項 繰入金3億7,000万円の増額補正は、財政調整基金繰入金を増額補正しています。

8ページ、歳出です。

2款 総務費 1項 総務管理費1億3,531万4,000円の増額は、行政支援事業委託料に468万6,000円、ふるさと応援寄附金事業に4,608万7,000円、ふるさと応援基金積立金8,700万円、庁舎職員の分散勤務及びテレワーク用パソコンレンタル料、テレワークシステムライセンス使用料に122万1,000円、在留外国人受入環境整備事業に494万8,000円増額補正しています。

また、職員人件費の再任用職員1名並びにフルタイムの会計年度任用職員1名分562万8,000円、須恵町ふれあい公園（仮称）整備工事詳細設計業務委託料300万円減額補正しています。

3款民生費2項児童福祉費5,579万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている子育て世帯への臨時特別給付金として5,280万1,000円を増額補正し

ています。

6款 農林水産業費 2項 林業費33万円の増額補正は、上須恵・皿山地区内国有地取得費として33万円増額しています。

7款 商工費 1項 商工費2億4,929万円の増額補正は、事業所支援冊子印刷費に128万7,000円、新型コロナウイルス対策における須恵町独自の支援として生活支援商品券交付金に1億3,310万円、小規模事業者応援給付金1億円を増額補正しています。

8款土木費4項都市計画費4,600万円の増額補正は、公園整備事業における公園用地取得費として4,000万円増額補正をしています。

9款消防費 1項消防費 29億2,728万円の増額補正は、災害対策事業におけるトイレトレーラー牽引に係る委託料、備品購入、牽引免許取得に係る負担金として188万7,000円、新型コロナウイルス対策事業における消毒液等の消耗品費、公共施設の消毒委託料等で2,450万5,000円、新型コロナウイルス対策における家計への支援対策として国庫補助事業の特別定額給付金給付事業29億88万8,000円を増額補正しています。これに伴い、国庫補助金の交付がおくられても、迅速に支援が行われるよう、一時借入金の最高額を15億円補正しています。

13款 予備費 1項予備費で213万9,000円の増額補正です。

質疑として歳出において2款 総務費で、ふるさと応援基金積立金の見込み、具体的な事業について、在留外国人受け入れ環境整備事業の状況、在留外国人受入の現状について、7款 商工費で生活支援商品券発行事業の配付方法、使用時期、商品券を使用できる業者などについて、小規模事業者応援給付金の給付、選定基準、給付時期、審査方法について、9款 消防費で特別定額給付金給付支援システム業務委託料の委託先について、コロナ感染対策による職員の勤務体制についての質疑がありました。

以上、予算審査特別委員会、全員賛成で可決としています。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第38号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第38号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第38号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第38号 令和2年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は議長に委任していただくように決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回須恵町臨時会を閉会します。

午後0時16分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 松山 力 弥

署名議員 2 番 男 澤 一 夫

署名議員 3 番 稲 永 辰 己